

茨城大学における公的研究費の運営・管理に関わる者の責任範囲と権限

区 分	責任範囲	権 限
<p>学 長 (最高管理責任者)</p>	<p>大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。</p>	<p>公的研究費の運営・管理を適正に行うため統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者等へ適切な指示を与える。 統括管理責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう適切にリーダーシップを発揮する。</p>
<p>理事（学術担当） (統括管理責任者)</p>	<p>最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任を負う。</p>	<p>公的研究費の運営・管理を適正に行うためコンプライアンス推進責任者等へ適切な指示を与える。</p>
<p>部 局 長 (コンプライアンス推進責任者)</p> <p>人文社会科学部 教育学部 理学部 工学部 農学部 研究科 図書館 全学教育機構 アドミッションセンター 全学教職センター 保健管理センター IT基盤センター 社会連携センター 機器分析センター 遺伝子実験施設 地球・地域環境共創機構 70ソリアン原子科学研究センター 宇宙科学教育研究センター 五浦美術文化研究所 大学戦略・IR室 広報室 監査室 ダイバーシティ推進室 総務部 財務部 学務部 研究・社会連携部</p>	<p>各部局等における公的研究費の運営・管理について実質的な責任を負う。</p>	<p>公的研究費の運営・管理を適正に行うため当該部局の職員等へ適切な指示を与える。</p>